



鳥取県公報

令和7年12月19日（金）
第9751号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（684）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（685・686）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（687）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（688）（〃）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（デジタル改革課）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	訪問看護ステーション仁風荘	米子市彦名町964-1	訪問看護	令和5年12月20日
株式会社こやま薬局	鳥取市千代水一丁目156	アイ・プラス薬局郡家店	八頭郡八頭町池田205-1	居宅療養管理指導	令和7年10月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	訪問看護ステーション仁風荘	米子市彦名町964-1	介護予防訪問看護	令和5年12月20日
株式会社こやま薬局	鳥取市千代水一丁目156	アイ・プラス薬局郡家店	八頭郡八頭町池田205-1	介護予防居宅療養管理指導	令和7年10月1日

鳥取県告示第685号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

東今在家地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市東今在家字宮ノ前74-8	1号
鳥取市東今在家字上山373	2号
鳥取市東今在家字屋敷通386	3号
鳥取市東今在家字ゴツソリ402	4号及び5号
鳥取市東面影一丁目767-2地先道路敷	6号
鳥取市東面影一丁目203-2	7号

鳥取市東今在家字土居下237-1 8号
 鳥取市東今在家字屋敷通183-1地先道路敷 9号
 鳥取市東今在家字三反長175 10号

鳥取県告示第686号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

貴住2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町溝口字下岸ノ下タ513-1地先水路敷	1号
西伯郡伯耆町貴住字岩ノ口67	2号及び3号
西伯郡伯耆町谷川字岩ノ口河原13-1	4号
西伯郡伯耆町溝口字下岸ノ下タ498-1地先道路敷	5号
西伯郡伯耆町溝口字下岸ノ下タ516-2	6号

鳥取県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
小林薬局有限会社	小林薬局東町店	倉吉市東町435-10	令和7年12月3日	令和7年12月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
小林薬局有限会社	小林薬局東町店	倉吉市東町435-1	令和7年12月3日	令和7年12月31日	介護予防居宅療養管理指導

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
琴浦町大字法万字大畑1057-34	畑	667
琴浦町大字杉地字上欠口209-1	田	781
琴浦町大字杉地字上欠口209-2		50
琴浦町大字杉地字上欠口209-3		85
琴浦町大字杉地字上欠口210-1		302
琴浦町大字杉地字上欠口210-2		56
琴浦町大字杉地字上欠口210-3		108
北栄町西高尾字柏谷口1861		畑
北栄町下神字庚申松1146-2	707	
北栄町下神字庚申松1146-17	7.47	
北栄町北条島字池田113-2	田	356

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地及び農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約が必要であると認められる地域計画の区域外の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
琴浦町大字法万字大畑1057-34	令和8年 4月1日	10年	17,156	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
琴浦町大字杉地字上欠口209-1			84,496	
琴浦町大字杉地字上欠口209-2				
琴浦町大字杉地字上欠口209-3				
琴浦町大字杉地字上欠口210-1				
琴浦町大字杉地字上欠口210-2				
琴浦町大字杉地字上欠口210-3				
北栄町西高尾字柏谷口1861	令和8年 3月1日	3年	41,352	-
北栄町下神字庚申松1146-2			70,389	
北栄町下神字庚申松1146-17			744	
北栄町北条島字池田113-2			0	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年1月5日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 業務の名称及び数量

Windows Server CAL調達業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

入札は、紙により行うものであること。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関

する申請書類を、令和7年12月25日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

- (3) 入札説明書の交付方法

令和7年12月19日（金）午前9時から令和8年1月16日（金）午後5時までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月9日（月）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日（金）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、業務の名称、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒の表面に業務の名称、入札者の商号又は名称及び代表者氏名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和8年1月16日(金)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、これらの者は、くじを辞退できないものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「Windows Server CAL調達業務仕様書」(以下「仕様書」という。)中の一般事項を契約書に記載した場合は、当該条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products : Windows Server CAL procurement activities, 1 set
- (2) 2026-1-16 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) 2026-2-9 10:00 : Time-limit for submission of tenders
(2026-2-6 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Reiwa Reform Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7094